有機栽培モデル経営体育成事業実施要領

第１　目的

環境創造型農業の一つである有機農業の一層取組拡大に向け、農業生産の基本となる慣行農業による農業経営を行っている経営体に対し、経営の一部を有機栽培に転換することを支援することで、有機農業の面的拡大を図るとともに経営として成り立つ有機栽培モデル経営体を育成する。

第２　事業内容

県内において慣行農業による農業経営を行う経営体が有機ＪＡＳ認証取得を目指し、経営の一部を有機栽培に転換するために行う以下の取組とする。なお、事業の実施にあたっては、以下の(４)の取組を必須とし、事業実施主体は、事業実施初年度から起算して３年度以内に有機ＪＡＳ認証を取得すること。ただし、農林水産部長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

（１）有機栽培への転換に向けた技術習得に必要な研修会の受講や情報収集等

（２）有機栽培の実践（栽培方法の実証、分析等）

（３）有機ＪＡＳ認証取得に向けた混在防止措置

（４）有機ＪＡＳ認証（転換期間含む）の取得

（５）販路の開拓・ＰＲ

第３　事業実施主体

　　 事業実施主体は、認定農業者、認定新規就農者、販売農家(経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家)、農業法人、集落営農組織等とする。

第４　事業対象経費等

１　事業対象経費

　（１）技術習得・情報収集に必要な経費

研修等の参加費、テキスト代、講師の報償費、書籍購入費、先進地事例調査にかかる旅費等

　（２）有機栽培への転換（栽培方法の実証、土壌分析等）に必要となる経費

有機質肥料代、種苗代、資材費、土壌分析費、作物体分析費等

（３）慣行栽培との混在防止措置に必要な経費

　 　高圧洗浄機やエアーコンプレッサー等の混在防止設備・機器のリース導入費等

（４）有機ＪＡＳ認証取得に必要な経費

　　 指定講習会受講料、申請基本料金（実地調査等）、検査員旅費等

（５）販路開拓・ＰＲに必要な経費

　　 商談会開催費・参加出展費、アドバイザーへの報償費等

２　補助率

補助率は当該事業に要する経費の1/2以内とする。ただし、補助金の額の上限は、１事業実施主体あたり70万円とする。

第５　事業計画の策定等の手続き

１　事業計画の作成

（１）事業実施主体の長は、有機栽培モデル経営体育成事業実施計画書（以下「事業計画書」という。）（様式１号）を作成し、事業実施主体の所在地を所管する県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に提出する。

（２）県民局長等は、(１)により提出のあった事業計画書について内容を審査し、適当と認める場合は、農林水産部長に協議する（様式２号）。

（３）農林水産部長は、(２)により協議のあった事業計画書について内容を確認し、異議のない場合は、県民局長等に対して、その旨を通知する（様式３号）。

（４）県民局長等は、農林水産部長から（３）の通知があった場合は、事業実施主体の長に対し、当該事業計画の承認を通知する（様式４号）とともに、その写しを農林水産部長に送付する（様式５号）。

２　事業計画の変更

事業実施主体の長は、第５の１（４）で承認通知のあった事業計画に、次に掲げる事由が生じた場合は、第５の１に準じて計画変更を行うものとする。

（１）補助金額の増減

（２）経費の区分ごとの金額の30％を超える変更

（３）事業計画期間の延長

（４）事業の中止又は廃止を行おうとする場合

第６　事業の実績報告

１　事業実施主体の長は、事業が完了したときは、事業完了後 1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、実績報告書（様式６号）を作成し、県民局長等に報告するものとする。

２　県民局長等は、事業実施主体の長から前項の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合はこれを受理し、その写しを農林水産部長に提出する。

第７　事業計画期間

本事業の計画期間は、令和５年度から令和７年度までの間の３年以内とする。ただし、計画期間が複数年度にわたる場合、年度ごとに事業計画を策定するとともに、別途、補助金の交付申請を行うものとする。

第８　その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則

１ この要領は、令和５年６月１日から施行する。

２ この要領は、令和６年４月１日から施行する。